

宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針（アクションプログラム）

平成23年6月23日
鳥 取 県

鳥取県では、平成8（1996）年7月に制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにしました。そして、平成9（1997）年4月に策定した鳥取県人権施策基本方針で施策の基本的な方向を示し、県民との協働を進めながら、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」の取り組みを進めています。

しかし、依然として差別などにより、人権侵害を受けたと感じている人も少なくありません。また、これまでの人権尊重の取組や社会情勢の変化などから、新たに認識の高まった人権課題など一層の取組が必要な人権問題も多くあります。

このような中、全国的に、新たな人権問題として、宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区かどうかを調べる土地差別等が生じており、この解決に向けた取組が求められてきています。これを受けて、鳥取県人権施策基本方針（平成22（2010）年第2次改訂）では、職務上、特に人権に関わりの深い業種の一つに、宅地建物取引業者を新たに追加して、人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発を推進することとしました。

今回策定したこの行動指針の中で、県は、宅地建物取引の場での人権問題という、これまでにない新たな課題の解決を目指して、宅地建物取引業の団体及び宅地建物取引業者の皆様をはじめ、県民の協力を得ながら、人権尊重の視点に立った施策の推進を図ることとします。

この行動指針は、県及び市町村、宅地建物取引業者等、それぞれが行うべき取組みの道筋を示し、その取り組みを一層充実するための施策推進の基本となるものです。

なお、県では、この行動指針に基づく具体的な取り組みを進めるため、県のアクションプランを策定します。

記

1 宅地建物取引業における人権への配慮

宅地建物取引業者は、その業務を適正に運営するとともに、宅地及び建物の取引の公正を確保するという社会的責務を担っています。

生活の基盤である宅地建物を県民に提供するという業務は、安心、安全な社会環境づくりという面からも社会における役割は非常に重要です。

そのため、宅地建物取引の場における人権問題の発生を未然に防止し、また発生した場合の早期解決を図るため、県、市町村及び業者・業界は、それぞれ役割分担しつつ、連携・協力し、人権意識の高揚と普及に努めます。

2 県の責務

県は、宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携し、協力しながら、次に掲げる事項を積極的に推進します。

（1）人権啓発の推進

業者の人権意識の向上を図るため、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を促進すること。また、市町村に対して、課題解決に向けた施策の推進に努めるよう要請すること。

人権問題の解決につながる業界団体の自主的な活動を支援すること。

関係機関、業界団体と連携し、効果的な啓発のための内容、手法等について検討・調査すること。また、業界団体において、人権問題の指導者養成に努めるよう要請すること。

(2) 県民への理解と協力、啓発の推進

県の広報媒体の活用等により、県民に対し、宅地建物取引上の人権問題の未然防止に向けて理解と協力を求めるとともに、業界団体の広報媒体の活用も要請し、啓発に努めること。

(3) 実態把握の実施と差別事象への対応

必要に応じて県内の実態把握を実施し、対応を検討すること。

宅地建物取引業者の業務に関して差別事象が発生したときは、業者から業界団体を通じて事象の詳細を報告させるとともに、速やかに必要な資料収集や関係者からの事情の聴取に努めること。また、県の機関への宅地建物取引上の問い合わせ等の差別事象が発生したときは、問い合わせを行った相手方及び職員の啓発を行うこと。

3 市町村の責務

市町村の機関への宅地建物取引上の問い合わせ等の差別事象が発生したときは、速やかに事象の詳細を県へ報告するものとします。

4 宅地建物取引業者等の責務

人権問題の解決に向けて、宅地建物取引業者等は次に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 宅地建物取引業者の責務

信頼性の確保

宅地建物取引業者は、その取引行為において、より高度の社会的信頼性を求められていることを自覚し、職員の人権意識の高揚に努めること。

取引物件の調査等

宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査、報告及び教示をしないこと。また、差別につながる不適切な広告、表示をしないこと。

入居機会の確保

宅地建物取引業者は、国籍、障がい、高齢等の理由により、入居機会を制約し、これを助長する差別的行為をしないこと。また、その関係する家主等に対して、人権問題についての理解を求めよう努めること。

差別事象の発生時の団体及び県への報告

宅地建物取引業者は、取引の場において差別事象が発生したときは、業界団体を通じて県へその詳細を報告すること。また、県の資料収集や関係者からの事情の聴取に協力すること。

(2) 業界団体の責務

啓発への取組み

業界団体は、その構成員に対し、人権意識の高揚と普及を図るため、県や関係機関と連携しながら組織的な研修・啓発の取り組みの指導に努めること。

差別事象への対応

宅地建物取引業者の業務に関して差別事象が発生したときは、業者から事象の詳細を報告させるとともに、速やかに県へ報告し、県の資料収集や関係者の事情の聴取に協力すること。

自主行動基準の策定と運用

業界団体は、宅地建物取引業における人権への配慮等に関する自主行動基準を策定するよう努め、その適正な運用を図ること。